

令和7年度大阪府水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- 大阪府は、大消費地を抱える立地の優位性を生かし、施設栽培などの高度に集約化された農法で園芸作物の栽培が盛んに行われている。
- 一方で、農林業センサスにおいても令和2年度までの5年間で農家数が約1割減少するなど、後継者不足、農業者の高齢化及び遊休農地の増加による営農環境の悪化等の問題が深刻化している。
- 水稻についても、作付面積が毎年減少しており、都市農地・農空間の有する多面的機能を発揮していくためには、水稻及び園芸作物による農地の有効活用を進めていく必要がある。
- そこで、地産地消の推進や府独自制度による大阪エコ農産物、なにわの伝統野菜の作付推進によるブランド力向上に加え、大阪版認定農業者、認定新規就農者、受託組織及び集落営農組織等の多様な担い手を育成し、生産力の向上と農地・農空間の保全を実現していく必要がある。
- また、脱炭素社会への貢献に向けて、府民ニーズにあった有機農業の推進も重要な課題となっている。
- さらに農業経営基盤強化促進法改正に伴い、市町村が地域計画を策定するなかで担い手への農地の集積・集約化を進めるほか、高収益作物（地域振興作物）の作付推進など地域農業の振興を図る必要がある。
- 以上のような施策の推進に向けて、経営所得安定対策における産地交付金等の助成措置を活用し、府農業が抱える各種問題の解決を図る。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- キャベツ、たまねぎ、カットねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や規模拡大を推進する。
- なす（みずなす、千両なす）やきゅうり等果菜類については、施設化を促進し、優良品種・系統の導入や、IT技術導入によるきめ細やかな栽培管理により、品質の向上や栽培期間の延長等を進める。
- しゅんぎく、こまつな、みずな等軟弱野菜等については、施設化を促進し、IT技術導入によるきめ細やかな栽培管理により、品質の向上や栽培期間の延長等を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 畑地化については、基盤整備事業実施地区を主な対象とし、地域として希望があれば水田農業高収益化推進計画を立案し、高収益作物への転換を推進する。
- 水稻作に活用される見込みがない農地については、作付体系を水田台帳等を活用して定期的に点検し、畑地化支援の活用を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

府内では、多面的機能を有する農空間の保全を図る上で、水稻の作付が重要であることから、消費地に近いメリットを生かして学校給食や直売所への出荷を行うなど、需要に応じた米生産を推進している。

一方で、高齢化・担い手不足が進展していることから、共同利用施設の導入や省力化技術の普及を進めて生産コストの低減を図るとともに、担い手となる大阪版認定農業者や農作業受託組織等の育成及び担い手への農地の利用集積に取り組む。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。

(2) 備蓄米

制度の周知徹底を図っていく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

産地交付金を活用してエコ新規需要米助成を行う。また、多収性の専用品種を用いる場合は、主食用米への混入防止を徹底するとともに、生産者と実需者とのマッチングの機会を提供し、取組を推進していく。

イ 米粉用米

産地交付金を活用してエコ新規需要米助成を行い、パンや麺、菓子類への利用を推進していく。

ウ 新市場開拓用米

生産者の意向により対応

エ WCS 用稲

制度の周知徹底を図っていく。

オ 加工用米

制度の周知徹底を図っていく。

(4) 麦、大豆、飼料作物

産地交付金に大豆加算（ただし、大阪エコ農産物に限る）を措置し、エコ大豆生産を推進する。

(5) そば、なたね

そばについては、産地交付金追加枠による助成を行うと共に、6次産業化や農作業体験などのニーズも踏まえて、加工業者、飲食店とも協力し、作付けを推進する。

(6) 地力増進作物

生産者の意向により対応する。

(7) 高収益作物

水稻から高収益作物への転換を含め、多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、環境保全型技術、高付加価値型生産等を推進する。

(8) 畑地化

野菜類、花き・花木類等の高収益作物について、生産者の意向に応じて畑地化を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等	～	8 産地交付金の活用方法の明細
----------------	---	-----------------

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	4,290		4,282		4,310	
備蓄米	—		—		—	
飼料用米	6.06		6.06		6	
米粉用米	0.85		0.85		5.5	
新市場開拓用米	—		—		—	
WCS用稲	5.95		7.0		10	
加工用米	0.18		0.0		0.4	
麦	0.41	0	0.41	0	4.0	0.4
大豆	5.04	0	5.6	0	10.0	0.8
飼料作物	0.59	0.59	1.78	0.78	1.8	0.8
・子実用とうもろこし	0		0		—	
そば	0		0		0.2	
なたね	0		0		—	
地力増進作物	0		0		—	
高収益作物	462.17		441.79		498	
・野菜	390.96		372.83		412	
・花き・花木	65.73		64.18		74	
・果樹	5.37		4.68		12	
・その他の高収益作物	0.11		0.1			
その他						
・						
畑地化	11.33		15.67		50	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜、花き、果樹 （基幹作）	地産地消の推進 （高収益作物）	高収益作物の作付面積	令和6年度 90.31ha	令和8年度 125ha
2	野菜、花き、果樹 （基幹作）	有機農業の推進 （有機JAS認定、大阪エコ農産物 不使用認証）	有機JASの認定面積 大阪エコ農産物の作付面積	令和6年度 12.37ha	令和8年度 16ha
3	野菜、花き、果樹 （基幹作）	大阪エコ農産物助成 （不使用認証以外）	大阪エコ農産物の作付面積	令和6年度 36.96ha	令和8年度 65ha
4	野菜（基幹作）	なにわの伝統野菜助成	なにわの伝統野菜の作付面積	令和6年度 5.57ha	令和8年度 3.5ha
5	野菜、花き、果樹（基幹作）	地域振興作物助成	地域振興作物の作付面積	令和6年度 218.65ha	令和8年度 363ha
6	野菜、花き、果樹、大豆、米粉用 米、飼料用米、WCS用稲、加工用 米（基幹）	担い手の育成（集落営農以外）	担い手による作付面積	令和6年度	令和8年度
7		担い手の育成（集落営農）		294.55ha	330ha
8		担い手の育成（集落営農以外）		令和6年度	令和8年度
9		担い手の育成（集落営農）		0ha	1ha
10	飼料用米・米粉用米・WCS用稲・ 加工用米・大豆 （基幹作）	エコ大豆・エコ新規需要米等加算	大阪エコ農産物の作付面積	令和6年度 11.98ha	令和8年度 13.5ha
11	麦、大豆、飼料作物、飼料用米・ 米粉用米・WCS用稲、加工用米 （二毛作）	二毛作助成	二毛作対象作物の作付面積	令和6年度 0ha	令和8年度 5.0ha
12	そば（基幹作）	そばの作付推進	そばの作付面積	令和6年度 0ha	令和8年度 0.5ha
13	新市場開拓用米（基幹作）	新市場開拓用米の推進	作付面積	令和6年度 0ha	令和8年度 0.1ha
14	新市場開拓用米（基幹作）	新市場開拓用米の複数年契約の推 進	複数年契約の推進	令和6年度 0ha	令和8年度 0.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要
都道府県名:大阪府

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	地産地消の推進 (高収益作物)	1	6,000	野菜、花き、果樹	令和7年度中に出荷・販売していること
2	有機農業の推進 (有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証)	1	50,000	野菜、花き、果樹	有機JAS認定を受けていること 府が定める大阪エコ農産物不使用認証(チッソ不使用除く)を受けた作物に助成(79品目＋その他作物)
3	大阪エコ農産物助成(不使用認証以外)	1	22,000	野菜、花き、果樹	府が定める大阪エコ農産物認証(不使用認証以外)を受けた作物に助成(79品目)
4	なにわの伝統野菜助成	1	22,000	野菜	府が定めるなにわの伝統野菜認証を受けた作物に助成(24品目)
5	地域振興作物助成	1	14,000	野菜、花き、果樹	地域水田収益力強化ビジョンにおいて地域の戦略作物に定められた品目(10品目以内)に助成
6	担い手の育成(集落営農以外)	1	10,000	野菜、花き、果樹、大豆、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米(基幹)	10月1日現在で認定されている大阪版認定農業者、認定農業者、認定新規就農者、もしくは集落営農組織で、かつ自己点検シートを11月末までに提出した者が作付けする1～5、10、11の作物に加算
7	担い手の育成(集落営農)	1	20,000		
8	担い手の育成(集落営農以外、二毛作)	2	10,000	麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米(二毛作)	
9	担い手の育成(集落営農、二毛作)	2	20,000		
10	エコ大豆・エコ新規需要米等加算	1	13,000	大豆、米粉用米・飼料用米、WCS用稲、加工用米	
11	二毛作助成	2	12,000	麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米	戦略作物助成の対象作物同士、あるいは主食用水稲と戦略作物助成の対象作物の組み合わせによる二毛作の作付面積に応じて支援
12	そばの作付推進	1	20,000	そば	令和7年度中に出荷・販売していること
13	新市場開拓用米の推進	1	20,000	新市場開拓用米	新規需要米取組計画書を提出した新市場開拓米の面積に応じて助成
14	新市場開拓用米の複数年契約の推進	1	10,000	新市場開拓用米	令和7年産から新たに結んだ令和7年産から令和9年産までの3年分の契約を含むもの

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

大阪府

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
大阪府 (①)	86,879,000	86,879,000		86,845,000
地域農業再生協議会会計 (②)				
合計 (①+②)	86,879,000	86,879,000		86,845,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (A+B)		
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	86,879,000	86,879,000	

3. 活用方法

配分枠

86,879,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位) ※3												所要額 ①×② (円)				
				戦略作物						新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物				合計 ② ※5			
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲				加工用米	野菜	花き・花木			果樹	その他の 高収益作物	
1	地産地消の推進(高収益作物)	1	6,000												8,000	1,200	300	90	9,590	5,754,000
2	有機農業の推進 (有機JAS認定、大阪エコ農産物不使 用認証)	1	50,000												1,300		20		1,320	6,600,000
3	大阪エコ農産物助成(不使用認証以 外)	1	22,000												3,800	20	60		3,880	8,536,000
4	なにわの伝統野菜助成	1	22,000												600				600	1,320,000
5	地域振興作物助成	1	14,000												18,000	5,000			23,000	32,200,000
6	担い手の育成(集落営農以外)	1	10,000		50			550	600						25,000	4,000	350	80	30,630	30,630,000
7	担い手の育成(集落営農)	1	20,000		50										40				90	180,000
8	担い手の育成(集落営農以外、二毛作)	2	10,000																0	0
9	担い手の育成(集落営農、二毛作)	2	20,000																0	0
10	エコ大豆・エコ新規需要米等加算	1	13,000		100			550	600										1,250	1,625,000
11	二毛作助成	2	12,000																0	0
12	そばの作付推進	1	20,000																0	0
13	新市場開拓用米の推進	1	20,000																0	0
14	新市場開拓用米の 播種年契約の推進	1	10,000																0	0
合 計(基幹) ※4			実面積	0	100	0	0	550	600	0	0	0	0	0	31,700	6,220	380	90	39,640	※6
合 計(二毛作) ※4			実面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86,845,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあつては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

(1)以下の優先順位で充当する(当初配分額(減額調整があった場合は、減額調整を行った後の額)が所要額を上回る場合を含む。)単価は、1,000円未満を切り捨てる。
①そば、新市場開拓米、新市場開拓米複数年契約にかかる追加配分については、それぞれ整理番号12、13及び14を対象として活用する。
②整理番号5(地域振興作物)に20,000円/10aの単価を上限として充当する。ただし、1,000円単位で充当すると(配分枠(追加配分枠))<(所要額(単価調整を行った後に算定した額含む))となる場合、③の調整が可能な場合は配分枠の残額で③を実施する。
③(上記②による単価調整を行った後に算定した所要額)<(配分枠(追加配分含む))の場合は、さらに整理番号3(大阪エコ農産物)に25,000円/10aの単価を上限として充当する。ただし、1,000円単位で充当すると(配分枠(追加配分枠))<(所要額(単価調整を行った後に算定した額含む))となる場合、④の調整が可能な場合は配分枠の残額で④を実施する。
④(上記③による単価調整を行った後に算定した所要額)<(配分枠(追加配分含む))の場合は、さらに整理番号4(なにわの伝統野菜)に25,000円/10aの単価を上限として充当する。
⑤(上記④による単価調整を行った後に算定した所要額)<(配分枠(追加配分含む))の場合は、さらに整理番号1(地産地消の推進)に8,000円/10aの単価を上限として充当する。

(2)減額調整があった場合
・減額調整後の配分額が所要額を下回る場合は、整理番号6(担い手の育成(集落営農以外))により減額調整を行う。
・減額調整後の配分額が所要額を上回る場合は、上記(1)の方法により充当する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分額を超えた場合に以下のとおり単価調整を実施する。
単価は、1,000円未満を切り捨てる。
・余剰額がある他の整理番号の項目から融通により不足分を補うことができる。
①整理番号2、3、4、12、13、14は計画単価とする。(整理番号2、3、4、12、13、14の(各計画単価×各交付対象面積)の合計額を下記2の「a」とする。)
②整理番号6(担い手の育成(集落営農以外))を8,000円/10aを下限として減額する。
③整理番号8(担い手の育成(集落営農以外)(二毛作))を8,000円/10aを下限として減額する。
④
上記以外の整理番号は、整理番号7、9、1、10、11の順で以下のとおり単価調整を行う。
1、交付単価=計画単価×調整率(調整後の単価は、1,000円未満切り捨て)
2、調整率=(配分額-a)/所要額((各計画単価×各交付対象面積)の合計額)-a)(小数点以下、第4位までを算出。第5位以下は切り捨て)

6. 高収益作物について

落花生

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	1
使途名	地産地消の推進（高収益作物）【基幹】					
対象作物	高収益作物（野菜、花き・花木、果樹）					
単 価	6,000円/10a（追加配分の配分額に応じて 8,000円/10aを上限に単価調整をする）					
課 題	農家1戸あたりの耕作面積が全国最小であり、消費地に近い立地を生かして、主食用水稻から高収益作物へと転換し、水田収益力強化を進めるとともに、農業者の所得向上を図る必要がある。農産物直売所や市場出荷等を通じて高収益作物の作付を拡大し、大阪産（もん）農産物の生産拡大を目指す。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	高収益作物の作付面積(ha)	目標	230	118	125	125
		実績	116	90.31	—	—
内 容	経営所得安定対策の産地交付金の交付申請者（以下「申請者」という。）が交付対象水田において作付けし、出荷販売した上記品目の作付面積に応じて助成し、地産地消の取組を推進する。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・上記品目で、令和7年度に出荷・販売を行うもの。 ・ただし、「独活（三島独活を含む）」については、当年度に作付した「株」の作付ほ場を助成面積とし、その後、当該株を「軟化小屋（室）」に移植し、収穫、出荷・販売したものを助成対象とする。この場合、令和8年4月1日以降に出荷・販売されたものも対象とする。 ・整理番号2～5との重複助成は不可。 ・令和7年度に出荷をしない果樹・植木等は適切な肥培管理を行うこと。 ・果樹については、令和4年以降の新植から4年間助成する。 ・当該年度で1水田あたり1回限りの助成とする。 ・助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。 ・市町村（地域協議会）は、実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の②に基づき、該当する作物の出荷伝票等整理状況一覧を近畿農政局へ提出すること。					
取組の確認方法	・7月1日を基準日として面積・作物について現地確認（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定）し、出荷・販売を証明できる書類、作業日誌等により確認する。 ・「独活（三島独活）」については、現地確認のほか、栽培日誌等により生産年度を確認するとともに、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書（様式第11－1号）」及び令和8年6月30日までに提出された出荷・販売伝票等を確認する。					
成果等の確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	2
使途名	有機農業の推進（有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証）【 基幹 】					
対象作物	有機JASの認定を受けているもの 大阪エコ農産物対象品目（79品目＋その他作物）のうち不使用認証（チッソ不使用除く）を受けているもの ※品目は別紙1のとおり、ただし整理番号10に該当する品目を除く					
単 価	50,000円/10a					
課 題	有機農業は技術面に特殊性を有し、収益性に課題があるが、大阪府では、農分野での脱炭素社会への貢献につなげるため、有機農業の推進に取り組んでいる。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	有機JASの認定面積 もしくは大阪エコ農産物 の作付面積(ha)	目標	4	11	14	16
		実績	8.2	12.37	—	—
内 容	申請者が交付対象水田において作付けし、出荷販売する上記品目の作付面積に応じて助成し、有機農業を推進する。					
具体的要件	○有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証（共通） ・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・整理番号1、3、4及び5との重複助成は不可。 ・助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。 ・果樹については、令和4年以降の新植から4年間助成する。 ・当該年度で1水田あたり1回限りの助成とする。 ・市町村（地域協議会）は、実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の②に基づき、該当する作物の出荷伝票等整理状況一覧を近畿農政局へ提出すること。 ○有機JAS認定の場合 ・交付対象水田で有機JAS認定（転換期間中の認定を含む）を受けているもので、令和7年度に出荷・販売を行うもの。 ○大阪エコ農産物不使用認証の場合 ・大阪エコ農産物認証事業実施要綱（以下「エコ実施要綱」という。）第6に基づく「大阪エコ農産物」で令和7年度に出荷・販売を行うもの。 ・以下に該当する場合は対象としない。 ① 大阪エコ農産物の栽培責任者または栽培者と加入者の名義が異なる場合 ② 経営所得安定対策の現地確認の基準日までにエコ実施要綱第11に基づく中止になった場合。ただし、基準日後に中止になった場合は交付を行う（慣行栽培として出荷・販売が続けられる場合は他の助成メニューでの交付は可）					
取組の 確認方法	○有機JAS認定 ・7月1日を基準日として、面積・作物について現地確認（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定）し、出荷・販売を証明できる書類、作業日誌等により確認する。 ・「独活（三島独活）」については、現地確認のほか、栽培日誌等により生産年度を確認するとともに、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書（様式第11－1号）」及び令和8年6月30日までに提出された出荷・販売伝票等を確認する。 ・認定書類により、有機JAS認定されていることを確認する。 ・現地確認面積と有機JAS認定書類に記載されている面積が異なる場合はいずれか小さい面積を適用する。 ○大阪エコ農産物不使用認証の場合 ・7月1日を基準日として、エコ実施要綱第6に基づく「大阪エコ農産物」であることを、面積・作物について現地確認し、出荷・販売を証明できる書類、作業日誌等により確認する。（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定） ・「エコ実施要綱の運用細則」第5の2（4）に基づく現地確認の証拠書類（野帳等）の写しを協議会で保管しておくこと。 ・経営所得安定対策の現地確認（以下、現地確認）面積と大阪エコ農産物生産計画認証申請書の申請面積（以下、エコ申請面積）が異なる場合はいずれか小さい面積を適用する。ただし、経営所得安定対策の現地確認時点等で、実際に現地確認面積がエコ申請面積より大きいことが確認された場合には、エコ実施要綱第10の規定に基づき面積を変更する旨を市町村等エコ農産物推進協議会に届出を条件として実際の現地確認面積を適用する。 ・エコ生産計画書のほ場所在地（地番）と、経営所得安定対策の営農計画書（以下、営農計画書）の地番が同一であること。ただし、経営所得安定対策の現地確認時点等でこれら地番が違っていると確認された場合は、地番を変更する旨を市町村等エコ農産物推進協議会に届出を条件として営農計画書の地番を適用する。 ・大阪エコ農産物生産計画の内容は市町村等エコ農産物推進協議会に確認する。					
成果等の 確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備 考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	3
使途名	大阪エコ農産物助成（不使用認証以外）【基幹】					
対象作物	大阪エコ農産物対象品目（79品目）※品目は別紙１のとおり、ただし整理番号10に該当する品目を除く					
単 価	22,000円/10a（追加配分の配分額に応じて 25,000円/10aを上限に単価調整をする）					
課 題	安全、安心な農産物を求める府民ニーズに応えるため、環境に配慮した方法で農産物を生産することが必要。農業及び化学肥料に頼らない「大阪エコ農産物」の生産を拡大し、大阪産（もん）農産物の生産拡大を目指す。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	大阪エコ農産物の作付面積(ha)	目標	65	65	65	65
		実績	50	36.96	—	—
内 容	申請者が交付対象水田において作付けし、出荷販売する上記品目の作付面積に応じて助成し、安全・安心な農産物の作付を推進する。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙１に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・大阪エコ農産物認証事業実施要綱（以下「エコ実施要綱」という。）第６に基づく「大阪エコ農産物」で令和７年度に出荷・販売を行うもの。 ・整理番号１、２、４及び５との重複助成は不可。 ・助成面積はa単位とし、１a未満の端数は切り捨てとする。 ・果樹については、令和４年以降の新植から４年間助成する。 ・当該年度で１水田あたり1回限りの助成とする。 ・以下に該当する場合は対象としない。 ① 大阪エコ農産物の栽培責任者または栽培者と加入者の名義が異なる場合 ② 経営所得安定対策の現地確認の基準日までにエコ実施要綱第11に基づく中止になった場合 - ただし、基準日後に中止になった場合は交付を行う（慣行栽培として出荷・販売を続けられる場合は他の助成メニューでの交付は可） ・市町村（地域協議会）は、実施要綱Ⅳの第２の１の（４）の②に基づき、該当する作物の出荷伝票等整理状況一覧を近畿農政局へ提出すること。					
取組の確認方法	・7月1日を基準日として、エコ実施要綱第６に基づく「大阪エコ農産物」であることを、面積・作物について現地確認し、出荷・販売を証明できる書類、作業日誌等により確認する。（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定） ・「エコ実施要綱の運用細則」第５の２（４）に基づく現地確認の証拠書類（野帳等）の写しを協議会で保管しておくこと。 ・経営所得安定対策の現地確認面積（以下、現地確認面積）と大阪エコ農産物生産計画認証申請書の申請面積（以下、エコ申請面積）が異なる場合はいずれか小さい面積を適用する。ただし、経営所得安定対策の現地確認時点等で、実際に現地確認面積がエコ申請面積より大きいことが確認された場合には、エコ実施要綱第10の規定に基づき面積を変更する旨を市町村等エコ農産物推進協議会に届出ることを条件として実際の現地確認面積を適用する。 ・エコ生産計画書のほ場所在地（地番）と、経営所得安定対策の営農計画書（以下、営農計画書）の地番が同一であること。ただし、経営所得安定対策の現地確認時点等でこれら地番が違っていると確認された場合は、地番を変更する旨を市町村等エコ農産物推進協議会に届出ることを条件として営農計画書の地番を適用する。 ・大阪エコ農産物生産計画の内容は市町村等エコ農産物推進協議会に確認する。					
成果等の確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和６年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	4
使途名	なにわの伝統野菜助成（なにわの伝統野菜の作付推進）【基幹】					
対象作物	なにわの伝統野菜対象品目（24品目） ※品目は別紙2のとおり、ただし年度途中でなにわの伝統野菜の品目が追加された場合はこの限りではない					
単 価	22,000円/10a （追加配分の配分額に応じて 25,000円/10aを上限に単価調整をする）					
課 題	概ね100年前から府内で栽培され、大阪の歴史や食文化に根付いてきた「なにわの伝統野菜」は、生産性が悪いことなどから、生産量が極めて少なく、収益性も悪い。加工業者や飲食店と共に消費拡大に務め、後世まで「なにわの伝統野菜」の特性を伝承するため、作付を推進する必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	なにわの伝統野菜作付面積(ha)	目標	3.5	3.5	3.5	3.5
		実績	3	5.57	—	—
内 容	申請者が交付対象水田において作付けし、出荷販売する上記品目の作付面積に応じて助成し、伝統野菜の作付を推進する。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・当該年度で1水田あたり1回限りの助成とする。 ・なにわの伝統野菜認証要領第5に基づき、「なにわの伝統野菜認証マーク」の使用を承認されているもの（有効なものに限る）で、令和7年度に出荷・販売を行うもの。 - ただし、「三島独活」については、当年度に作付した「株」の作付ほ場を助成面積とし、その後、当該株を「軟化小屋（室）」に移植し、収穫、出荷・販売したものを助成対象とする。この場合、令和8年4月1日以降に出荷・販売されたものも対象とする。 ・整理番号1、2、3及び5との重複助成は不可。 ・助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。 ・同要領第5に基づく申請書と加入者の名義が異なる場合は原則として対象としないが、団体申請等の場合はこの限りでない。 ・市町村（地域協議会）は、実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の②に基づき、該当する作物の出荷伝票等整理状況一覧を近畿農政局へ提出すること。					
取組の確認方法	・7月1日を基準日として面積・作物について現地確認（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定）し、出荷・販売を証明できる書類、作業日誌等により確認する。 ・「三島独活」については、現地確認のほか、栽培日誌等により生産年度を確認するとともに、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書（様式第11－1号）」及び令和8年6月30日までに提出された出荷・販売伝票等を確認する。 ・「なにわの伝統野菜認証マーク」の使用が承認されていることを、申請書類等で確認する。					
成果等の確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府			整理番号	5	
使途名	地域振興作物助成【基幹】					
対象作物	地域協議会が水田収益力強化ビジョンにおいて定める品目（10品目以内）※品目は別紙3のとおり					
単 価	14,000円/10a（追加配分の配分額に応じて 20,000円/10aを上限に単価調整をする）					
課 題	地域の創意工夫により、水稻から高収益作物への転換を戦略的に進めるため、各地域農業再生協議会において決定した「地域振興作物」の作付を振興し、水田フル活用及び収益力強化を推進するとともに農業者の所得向上を目指す。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域振興作物の作付面積(ha)	目標	360	361	362	363
		実績	320	218.65	—	—
内 容	申請者が交付対象水田において作付けし、出荷販売する上記品目の作付面積に応じて助成し、地域特産品の創出や産地形成を促進する。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・当該年度で1水田あたり1回限りの助成とする。 ・地域協議会（設置されていない場合は市町村）が策定する地域水田収益力強化ビジョンで「地域振興作物」に位置づけられた品目のうち、令和7年度に出荷・販売を行うもの。 ・地域協議会は、令和7年5月末までに「地域振興作物」を指定した水田収益力強化ビジョンを策定し、提出する。ただし、指定する品目は10品目までとする。（花き・花木及び軟弱野菜については1品目として取り扱って差し支えない）。 ・整理番号1、2、3及び4との重複助成は不可。 ・助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。 ・市町村（地域協議会）は、実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の②に基づき、該当する作物の出荷伝票等整理状況一覧を近畿農政局へ提出すること。 ・果樹については、令和4年以降の新植から4年間助成する。					
取組の 確認方法	・7月1日を基準日として面積・作物について現地確認（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定）し、出荷・販売を証明できる書類、作業日誌等により確認する。					
成果等の 確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	6・7
使途名	担い手の育成（経営計画達成に向けたフォローアップ推進）（集落営農以外、集落営農）【基幹】					
対象作物	整理番号１～５、１０の助成メニューで交付した品目					
単 価	集落営農以外：10,000円/10a、集落営農：20,000円/10a					
課 題	府では多様な担い手の確保・育成のため、法に基づく認定農業者・認定新規就農者、府条例に基づく大阪版認定農業者、集落営農組織等に対し、産地交付金を活用してきたところ。一定数の確保はできているものの、経営改善計画や農業経営計画の実現・達成に向けたフォローアップが十分でなく、数の確保が必ずしも担い手育成につながっていない現状にある。 平成30年度から大阪版認定農業者制度を見直し、計画実現に向けたフォローアップを充実してきており、農業者自らが毎年自己点検を行い、関係者が課題を共有することで計画実現をサポートしていく必要がある。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	担い手による作付面積(ha)	目標	—	324	327	330
		実績	319	294.55	—	—
内 容	申請者のうち、大阪版認定農業者、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織が作付けした上記品目の作付面積に応じて加算し、農業者自らが毎年自己点検を行うことにより、計画実現に向けたフォローアップを進める。					
具体的要件	・整理番号１～５、１０の助成対象者のうち、令和７年１０月１日時点で、以下①～③の要件のいずれかを満たしている者であり、かつ④の自己点検シートを11月末までに提出した者。 ①農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及び認定新規就農者。 ②大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づく大阪版認定農業者のうち、個人（法人含む）で認定を受けている者（地域営農組織の構成員としてのみ認定されている場合は不可）。 ③集落営農組織 ただし、交付申請の期限（6月30日）までに設立されていること。 また、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っていること。 ④自己点検シート 作成した農業経営改善計画、青年等就農計画、農業経営計画等の達成状況を把握するための自己点検シート（別紙４）を農業者自らが記入し、計画の実現に取り組むこと。 ただし、今年度初めて認定を受けた者については提出を省略できるものとし、以下については各調査報告等を自己点検シートに代えるものとする。 ・認定新規就農者のうち、農業次世代人材投資資金の交付を受ける者で、就農状況報告を当該年度に提出した者 ・飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙５の生産性向上の取組のうち１つ以上に取り組むこと。					
取組の確認方法	・令和７年１２月１日現在で、11月末までに提出された自己点検シート等により確認					
成果等の確認方法	・令和７年１２月１日現在で、11月末までに提出された自己点検シート等により確認					
備考	令和６年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和７年度から新規に設定した目標については、令和６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府			整理番号	8・9	
使途名	担い手の育成（経営計画達成に向けたフォローアップ推進）（集落営農以外、集落営農） 【二毛作】					
対象作物	整理番号 1 1 の助成メニューで交付した品目					
単 価	集落営農以外：10,000円/10a、集落営農：20,000円/10a					
課 題	府では多様な担い手の確保・育成のため、法に基づく認定農業者・認定新規就農者、府条例に基づく大阪版認定農業者、集落営農組織等に対し、産地交付金を活用してきたところ。一定数の確保はできているものの、経営改善計画や農業経営計画の実現・達成に向けたフォローアップが十分でなく、数の確保が必ずしも担い手育成につながっていない現状にある。 平成30年度から大阪版認定農業者制度を見直し、計画実現に向けたフォローアップを充実してきており、農業者自らが毎年自己点検を行い、関係者が課題を共有することで計画実現をサポートしていく必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	担い手による作付面積(ha)	目標	—	0.5	0.7	1
		実績	0.3	0	—	—
内 容	申請者のうち、大阪版認定農業者、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織が作付けした上記品目の作付面積に応じて加算し、農業者自らが毎年自己点検を行うことにより、計画実現に向けたフォローアップを進める。					
具体的要件	・整理番号 1 1 の助成対象者のうち、令和7年10月1日時点で、以下①～③の要件のいずれかを満たしている者であり、かつ④の自己点検シートを11月末までに提出した者。 ①農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者及び認定新規就農者。 ②大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づく大阪版認定農業者のうち、個人（法人含む）で認定を受けている者（地域営農組織の構成員としてのみ認定されている場合は不可）。 ③集落営農組織 ただし、交付申請の期限（6月30日）までに設立されていること。 また、複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、本交付金の対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っていること。 ④自己点検シート 作成した農業経営改善計画、青年等就農計画、農業経営計画等の達成状況を把握するための自己点検シート（別紙4）を農業者自らが記入し、計画の実現に取り組むこと。 ただし、今年度初めて認定を受けた者については提出を省略できるものとし、以下については各調査報告等を自己点検シートに代えるものとする。 ・認定新規就農者のうち、農業次世代人材投資資金の交付を受ける者で、就農状況報告を当該年度に提出した者 ・飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙5の生産性向上の取組のうち1つ以上に取り組むこと。					
取組の確認方法	・令和7年12月1日現在で、11月末までに提出された自己点検シート等により確認					
成果等の確認方法	・令和7年12月1日現在で、11月末までに提出された自己点検シート等により確認					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	10
使途名	エコ大豆・エコ新規需要米等加算【基幹】					
対象作物	申請者が交付対象水田において作付けした、戦略作物助成の対象となる大豆、新規需要米（米粉用米、飼料用米、WC S用稲）、加工用米のうち、大阪エコ農産物認証を受けているもの					
単 価	13,000円/10a					
課 題	安全、安心な農産物を求める府民ニーズに応えるため、環境に配慮した方法で農産物を生産することが必要。農業及び化学肥料に頼らない「大阪エコ農産物」の生産を拡大し、大阪産（もん）農産物の生産拡大を目指す。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	大阪エコ農産物（大豆、新規需要米、加工用米）の作付面積（ha）	目標	13.5	13.5	13.5	13.5
		実績	11.3	11.98	—	—
内 容	申請者が交付対象水田において作付けし、出荷販売する上記品目の作付面積に応じて加算し、安全・安心な農産物の作付を推進。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・戦略作物助成の対象者のうち、大阪エコ農産物認証事業実施要綱（以下「エコ実施要綱」という。）第6に基づく「大阪エコ農産物」で令和7年度に出荷・販売を行うもの。 ・実施要綱別紙12の1に規定する、出荷・販売契約等の締結をし、新規需要米及び加工用米の取組計画書を提出していること。 ・当該年度で1筆あたり1回限りの助成とする。 ・助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。 ・以下に該当する場合は対象としない。 ①大阪エコ農産物の栽培責任者または栽培者と加入者の名義が異なる場合 ②経営所得安定対策の現地確認の基準日までにエコ実施要綱第11に基づく中止になった場合。ただし、基準日後に中止になった場合は交付を行う。 ・市町村（地域協議会）は、実施要綱Ⅳの第2の1の（4）の②に基づき、該当する作物の出荷伝票等整理状況一覧を近畿農政局へ提出すること。 ・飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙5の生産性向上の取組のうち1つ以上に取り組むこと。					
取組の 確認方法	・7月1日を基準日として、エコ実施要綱第6に基づく「大阪エコ農産物」であること、面積・作物について現地確認し、出荷・販売を証明できる書類、作業日誌等により確認する。（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定）。 ・「エコ実施要綱の運用細則」第5の2（4）に基づく現地確認の証拠書類（野帳等）の写しを協議会で保管しておくこと。 ・経営所得安定対策の現地確認面積（以下、現地確認面積）と大阪エコ農産物生産計画認証申請書の申請面積（以下、エコ申請面積）が異なる場合はいずれか小さい面積を適用する。ただし、経営所得安定対策の現地確認時点等で、実際に現地確認面積がエコ申請面積より大きいことが確認された場合には、エコ実施要綱第10の規定に基づき面積を変更する旨を市町村等エコ農産物推進協議会に届出ることを条件として実際の現地確認面積を適用する。 ・エコ生産計画書のほ場所在地（地番）と、経営所得安定対策の営農計画書（以下、営農計画書）の地番が同一であること。ただし、経営所得安定対策の現地確認時点等でこれら地番が違っていると確認された場合は、地番を変更する旨を市町村等エコ農産物推進協議会に届出ることを条件として営農計画書の地番を適用する。 ・大阪エコ農産物生産計画の内容は市町村等エコ農産物推進協議会に確認する。 ・生産性向上の取組を行ったことが分かる書類により確認					
成果等の 確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	11
使途名	二毛作助成【二毛】					
対象作物	戦略作物助成の対象作物（麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米）					
単 価	12,000円/10a					
課 題	農業者1戸あたりの水田面積が全国最小である本府において、水田収益力強化を推進するため、土地利用型作物において二毛作を推進する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	二毛作対象作物 の作付面積 (ha)	目標	5	5	5	5
		実績	1.2	0	—	—
内 容	申請者が交付対象水田において作付けし、出荷販売する上記品目の作付面積に応じて加算し、二毛作への取組を支援。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・戦略作物助成の対象作物同士、あるいは主食用水稻と戦略作物助成の対象作物の組み合わせによる二毛作を行うもの。 ・二毛作として生産する戦略作物、作付面積を営農計画書に記載する。 ・実施要綱別紙12の1に規定する、出荷・販売契約等の締結をしているか、新規需要米及び加工用米の取組計画書を提出していることに加え、各品目ごとに、以下の要件を満たすこと。 （麦） 農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。 （大豆） 農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 （飼料作物） 実需者等との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。 （飼料用米、米粉用米、WCS用稲） 新規需要米取組計画書を提出していること。 （加工用米） 加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・麦、大豆について、自家加工及び直売所での販売の場合、実施要綱様式第9-2号「経営安定対策等の交付金に係る自家加工販売計画書」を作成すること。 ・飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙5の生産性向上の取組のうち1つ以上に取り組むこと。 ・当該年度で1筆あたり1回限りの助成とする。 ・助成面積はa単位とし、1 a未満の端数は切り捨てとする。					
取組の 確認方法	・戦略作物同士の組み合わせの場合は、7月1日を基準日として面積・作物について現地確認を実施する（基準日に確認できない品目は品目ごとに基準日を設定）。 ・実需者との間で締結された販売契約、自家利用計画書、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別紙様式第6-2号または、「経営所得安定対策実施要綱」様式第11-2号、飼料用米については生産性向上の取組を行ったことが分かる書類等により確認する。					
成果等の 確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	12
使途名	そばの作付け推進【基幹】					
対象作物	そば					
単 価	20,000円/10a					
課 題	地域農産物を活用した食育の推進、及び農産物直売所や農家レストランの活性化が必要。そばの作付を推進し、そば打ち体験等と併せて実施することで、地域農業の活性化を図ることが期待できる。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	そばの作付面積 (ha)	目標	0.5	0.5	0.5	0.5
		実績	0	0	—	—
内 容	申請者が交付対象水田において作付けし、出荷販売したそばの作付面積に応じて助成し、そば作付の取組を推進する。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・令和7年度に出荷・販売を行うもの。 ・農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。自家加工及び直売所での販売については、実施要綱様式第9-2号「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売」を作成すること。 ・助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。 ・市町村（地域協議会）は、実施要綱第Ⅳの第2の1の（4）の②に基づき、該当する作物の出荷伝票等整理状況一覧を近畿農政局へ提出するものとする。 ・当該年度で1水田当たり1回限りの助成とする。					
取組の確認方法	・7月1日を基準日として面積・作物について現地確認し、実需者との間で締結された出荷・販売契約書の写し、自家加工販売計画書、出荷・販売伝票等の証拠書類により確認する（基準日に確認できない場合は別途、基準日を設定）。					
成果等の確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	13
使途名	新市場開拓用米の推進【基幹】					
対象作物	新市場開拓用米					
単 価	20,000円/10a					
課 題	主食用米の需要の減少が続く中、需要に応じた生産は重要。 府として高収益作物の作付推進を図るとともに、大規模水稻経営や集落営農組織を育成する 上でも、今後需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことは重要な課題。 このため、主食用米から新市場開拓用米への転換に取組意向のある生産者を支援する必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米 の作付面積 (ha)	目標	—	0.1	0.1	0.1
		実績	—	0	—	—
内 容	需要者と出荷・販売契約を締結し、新市場開拓用米へ転換する取組を支援する。					
具体的要件	・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田において権原に基づき作付を行う者。 ・新市場開拓用米として新規需要米取組計画書を提出していること。 ・当該年度で1筆あたり1回限りの助成とする。 ・助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。					
取組の 確認方法	・7月1日を基準日として面積・作物について現地確認する。 ・実需者との間で締結された販売契約、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」様式第4-2号または、「経営所得安定対策実施要綱の具体的な運用のポイント」別紙様式第2号の1により確認する。					
成果等の 確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	大阪府				整理番号	14
使途名	新市場開拓用米の複数年契約の推進					
対象作物	新市場開拓用米					
単 価	10,000円/10a					
課 題	主食用米の需要の減少が続く中、需要に応じた生産は重要。 府として高収益作物の作付推進を図るとともに、大規模水稻経営や集落営農組織を育成する上でも、今後需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことは重要な課題。 このため、主食用米から新市場開拓用米への転換に取組意向のある生産者を支援する必要がある、複数年契約により定着化を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米の複数年契約面積 (ha)	目標	—	0.1	0.3	0.5
		実績	0	0	—	—
内 容	需要者と出荷・販売契約を締結し、新市場開拓用米へ転換する取組を支援する。					
具体的要件	1 需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の新規複数年契約に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。 ① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 2 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（以下「推進要領」という。）に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。 自家加工の場合は、推進要領に定める別紙様式第3－4号において、各年毎に3年分の計画を記載して認定を受け取り組むこと。 3 助成面積はa単位とし、1a未満の端数は切り捨てとする。					
取組の確認方法	・7月1日を基準日として面積・作物について現地確認する。 ・実需者との間で締結された販売契約、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別紙様式第6-2号または、「経営所得安定対策実施要綱」様式第11-2号により確認する。					
成果等の確認方法	助成別作物別集計表により確認する。					
備考	令和6年から令和10年（必要に応じて見直すこともある）					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

エコ農産物栽培基準

令和6年5月9日 最終改正

農業については、当該作物が農業取締法に基づく適用農作物の範囲に含まれるものであることとする。

大グループ名	作物名 (品種等)		作型	栽培期間(月)	農 業 上 限 使 用 延 成 分 回 数	化学肥料上限使用量(kg/10a)	
						チッソ	リン酸(目標)
米	水稻				7	4.5	3
豆類(種実)	だいず				4	2	7.5
いも類	さつまいも(かんしょ)				0	3	4.5
	さといも				4	8.5	7
	じゃがいも(ばれいしょ)				0	7	4
	ヤーコン				0	6	5
	やまのいも				0	5.5	10.5
雑穀類	スイートコーン(未成熟とうもろこし)				1	9	5.5
野菜類	赤しそ				0	3	1
	アスパラガス				6	10	9.5
	いちご			9	12	9	10
	えだまめ	露地			2	6	3
		施設				5.5	2.5
	おおば				2	8	5.5
	オクラ				4	14.5	10
	かぶ				3	6	8
	かぼちゃ				2	11	7.5
	カリフラワー				6	21	14.5
	キャベツ				8	20	15.5
	きゅうり	露地	4		8	18	21
		施設	5		14	17.5	5
	くわい				3	19.5	12.5
	ごぼう				1	12.5	8
	こまつな	露地			3	9.5	6.5
		施設				7.5	5
	さやいんげん				8	8	8
	さやえんどう				3	3.5	7
	しゅんぎく	露地			4	10	6.5
		施設			3	6.5	4
	しろうり				2	8.5	6.5
	しろな	露地			2	7.5	4.5
		施設				5	3
	すいか				5	11.5	8
	ずいき(さといも葉柄)				2	12	4
	ズッキーニ				2	8	6
	だいこん				4	12	7
	たまねぎ				7	10.5	15.5
	チンゲンサイ				1	8.5	6.5
	とうがらし類				2	15	10
	とうがん				1	11.5	9
	トマト			9	14	18	19
	なす	水なす ★	露地	10	19	32	27.5
			施設	9	16	32	20.5
		水なす以外 ★	露地	10	19	32	27.5
			施設	9	16	25	12.5
	なばな類				1	16.5	13
	にがうり				3	21	17.5
	にんじん				1	10	6.5
	にんにく				1	10.5	12
	ねぎ				7	12	8
	はくさい				6	24	14
	葉ごぼう				2	11	6.5
	葉だいこん				1	5.5	4.5
	非結球あぶらな科葉菜類 ※しろな、こまつな、チンゲンサイ、みずなを除く				0	6	4
	非結球メキャベツ ※ブチヴェール等				1	11.5	11
	非結球レタス ※かきちしゃ、サラダ菜等				1	12	9
	ピーマン			6	6	16	13.5
	ふき				4	28.5	28.5
	ブロッコリー				6	21	11.5
	ほうれんそう	露地			3	12.5	10
		施設				10	8

別記 I

農薬については、当該作物が農薬取締法に基づく適用農作物の範囲に含まれるものであることとする。

大グループ名	作物名 (品種等)		作型	栽培期間(月)	農 業 上 限 使 用 延 成 分 回 数	化学肥料上限使用量(kg/10a)	
						チッソ	リン酸(目標)
野菜類	まこもたけ				0	9	7.5
	実えんどう ※グリーンピース等				3	3.5	7
	みずな				3	11.5	7.5
	未成熟そらまめ				4	8	4
	みつば				3	17.5	13
	ミニトマト			9	14	18	19
	モロヘイヤ				1	12	12
	レタス				1	12	9
	れんこん				1	27.5	14
	ごま				0	8	5.5
果樹類	いちじく				5	11.5	12.0
	うめ				8	9.0	6.0
	温州みかん				10	12.5	10.0
	かき				3	6.0	4.0
	かんきつ ※温州みかん除く				6	12.0	9.0
	キウイフルーツ				5	4.5	4.0
	くり				2	3.5	2.5
	すもも				5	15.5	14.5
	なし				9	7.0	7.0
	ぶどう	デラウェア ★	露地		11	6.0	6.0
			施設		10	8.0	8.0
		デラウェア以外 ★	露地		12	7.0	6.0
			施設		10	5.0	5.0
もも				9	8.5	5.5	
花き類・ 観葉植物	アイリス				2	9.5	4.5
	きく	夏小ぎく ★			12	11.5	10.5
		秋ぎく ★	半電2度切り以外		21	12.0	11.0
			半電2度切り			19.0	14.5
	けいとう				3	2.5	1.5
	チューリップ				5	5.5	4.5
	はばたん				4	8.0	7.0
	フリージア				3	8.0	4.0
	ゆり				10	13.0	14.0
樹木類	まつ	ごようまつ以外 ★	成木		4	2.5	2.0
			苗木		3		
		ごようまつ ★	成木		4	8.0	8.0
			苗木		3		
上記に 該当しない 作物	その他作物(作物名)				0	0	0

★ なす、ぶどう、きく、まつについては、申請に当たって品種等の記載が必要です。

(注) 養液栽培の場合には、次のような使用済み養液の適正処理を行う。

① 液肥としての利用 ② 循環利用 ③ 作物に吸収させる 等

◎ 栽培基準は農薬使用延べ成分回数及びチッソの化学肥料上限使用量。リン酸については従来の基準内で使用するよう努める目標値とし、栽培基準には含めない。

◎ 栽培期間の表示のある作物

栽培期間の長さ(月数)により、農薬上限使用延成分回数、化学肥料上限使用量を比例計算する。

◎ 有機農産物の日本農林規格において使用が認められている農薬については、農薬使用回数にカウントしない。

◎ 種子購入時に種子消毒としてすでに使用されている農薬については、農薬使用回数にカウントしない。

ただし、種子の購入後に行う種子消毒は農薬使用回数にカウントする。

(例) 共同育苗施設から水稲の苗を購入・使用する場合

育苗センターで実施する種子消毒、育苗時に使用した農薬をカウントする。

《農薬成分数カウント例》

○ 箱施用剤にフジワンプリンスを使用した場合

農薬成分が、イソプロチオランとフィプロニルの2成分のため、2回と数える。

○ 除草剤にクサトリエースLジャンボを使用した場合

農薬成分が、カフェンストール、ダイムロン、ベンスルフロンメチルの3成分のため、3回と数える。

◎ その他作物について

・栽培計画(及び実績)において農薬・肥料・堆肥等の資材の使用が「無し」又は「不使用認証」で使用できるもののみ

・作物名は、農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知、最終改正:令和3年1月14日)を参考とする(例:その他作物(しょうが))。

(別記 1)
なにわの伝統野菜対象品目

品 目	発祥時期	原産地	特 徴
毛馬胡瓜	江戸時代	大阪市	大阪市都島区毛馬町が起源とされる黒いぼきゅうり。果長が約 30cm と長く、太さ約 3cm。果梗部は緑色であるが、果頂部よりの 3 分の 2 は淡緑白色からやや黄色気味となる。果肉は歯切れよく、肩部には独特の苦みがある。
玉造黒門越瓜	江戸時代	大阪市	大阪城の玉造門（黒門）付近が発祥地。果長約 30cm、太さ約 10cm の長円筒型。果実の色は濃緑色で、8～9 条の白色の鮮明な縦縞がある。太さが 6～7cm の細い系統もある。
勝間南瓜	江戸時代	大阪市	大阪市西成区玉出町（旧勝間村）が発祥地。900g 弱と小型で縦溝と瘤のある粘質の日本かぼちゃ。熟すと果皮が濃緑色から赤茶色になり、味がよい。
金時人参	江戸時代	大阪市	江戸時代から昭和初期にかけて大阪市浪速区付近の特産であり、「大阪人参」と呼ばれていた。根身は長さ約 30cm で色は深紅色。肉質は柔軟で甘味と香気が強い。
大阪しろな	江戸時代	大阪市	江戸時代から栽培が始まり、大阪市の天満橋付近で栽培が盛んであったため、「天満菜」とも呼ばれる。早生種、中生種、晩生種があるが、いずれも癖のない味が特徴で、葉柄が鮮明な白色で平軸である。
天王寺蕪	江戸時代	大阪市	大阪市天王寺付近が発祥で、切葉と丸葉の 2 系統がある。いずれも根身は純白扁平で甘味が強く、肉質が緻密である。蕪が地面から浮き上がったように成長することから「浮き蕪」とも呼ばれていた。
田辺大根	江戸時代	大阪市	大阪市東住吉区の田辺地区の特産であった白首大根。根身は白色の円筒形で、末端が少し膨大して丸みを帯び、長さ 20cm、太さ 9cm ほどで、葉には毛じがない。肉質は緻密、柔軟で甘味に富む。
芽紫蘇	明治時代初期	大阪市	明治時代初期、大阪市北区源八付近で栽培がさかんであったため、芽紫蘇等の芽物が「源八もの」と呼ばれるようになった。青芽と赤芽があり、独特の香気と色合いを持つ。
服部越瓜	江戸時代	高槻市	高槻市の塚脇地区で江戸時代から栽培されている。果実は淡緑白色で、淡く白い縞があり、30cm 程度まで大きくなる。奈良漬けにすると食感がよい。
鳥飼茄子	江戸時代	摂津市	摂津市の鳥飼地区で江戸時代から栽培されている丸なす。京都の賀茂なすに似るが、やや下ぶくれで、独特の甘味がある。皮は柔らかいが、果肉が緻密であるため、煮くずれしない。
三島独活	江戸時代	茨木市	茨木市を中心に三島地域で江戸時代から栽培されている。独特な促成軟化技術で純白で太く大きく、香り高く柔らかな食感なものが生産されている。

吹田慈姑	江戸時代	吹田市	吹田市で江戸時代以前から自生していたもの。現在流通している大型の中国くわいとは異なる小型のくわいで、「まめくわい」、「姫くわい」とも呼ばれる。やわらかくてえぐ味が少なく、栗のようなほくほくした甘さがある。
泉州黄玉葱	明治初期	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、田尻町	大阪は秋まきたまねぎの発祥の地で、明治13年（1880年）に採種に成功した。その後、泉南地域で選抜され、球形は扁平から甲高と早晚性で分化している。肉質が柔らかく甘みが強い黄色たまねぎで、代表的な品種に今井早生や貝塚極早生がある。
高山真菜	江戸時代	豊能町	豊能町の高山地区で江戸時代から栽培されている菜種菜の一種。全長が20～30cmで、茎の部分が甘く、つぼみができた後に花野菜としても食することができる。葉の形によって4系統に分類され、花茎にはほろ苦い味がある。
高山牛蒡	江戸時代	豊能町	豊能町の高山地区で江戸時代から栽培されている牛蒡。京都の堀川牛蒡に似るが、色が黒く、香りが強いのが特徴。スジが少ないため、早くやわらかく煮ることができる。
もりぐちだいこん 守口大根	安土桃山時代	大阪市、守口市	16世紀頃から20世紀初頭まで、大阪市から守口市の淀川沿いで栽培されていた。大阪天満宮周辺を発祥とする「大阪宮前大根」の香の物を豊臣秀吉が「守口漬」と名付け「守口大根」と呼ばれるようになった。太さ約1.5cm、長さ1mから1.3mで糟漬けに利用される。
うすいえんどう 碓井豌豆	明治時代	羽曳野市	明治時代に羽曳野市碓井地区にアメリカ合衆国から導入され、改良されたむき実用えんどう。小型でさやと豆の色合いは淡いが、甘味が強い。
なんばねぎ 難波葱	江戸時代	大阪市	大阪市難波周辺で江戸時代からさかんに栽培されていたことから「難波葱」と呼ばれる。口碑によれば和銅4年（西暦711年）頃に難波から京都の九条地区に伝わり、改良されて九条ねぎになったと言われ、また、鴨肉とねぎが入ったうどんを「鴨なんば」と呼ぶのは、難波葱に由来するとも言われる。葉の繊維がやわらかく、強いぬめりと濃厚な甘みの特徴で、株立（分けつ）が多いという性質は、明治時代の文献にも紹介されている。
さかい たか つめ 堺 鷹の爪	明治時代	堺市	泉北郡（堺市）東陶器村、西陶器村、八田荘村、久世村他で栽培されていたとうがらしの辛味種。 果実は約3cmと小型で、房成りではなく、天を向いて1節ごとに1つずつ着果する特徴（習性）がある。 辛味が強く、香りがよい。
ば ば 馬場なす	大正時代	貝塚市	大正時代に貝塚市馬場地区を中心とした泉州地域の山間部で栽培されていた水なすの一種。 果実の形は中長で皮が非常に薄く、果肉は緻密で、水分を多く含んでいる。

かいづかさわなす 貝塚澤茄子	室町時代	貝塚市	明治時代に貝塚市を中心とした泉州地域の浜側一帯で栽培されていた水なすの一種。昭和初期に新潟県十全村に伝搬して「十全」の名で系統が維持されてきた後、大阪に里帰りした。 果実の形は巾着系で縦溝があり、果皮は薄赤紫色。果肉は緻密で、水分を多く含んでいる。
おおさかくろな 大阪黒菜	明治初期	大阪市	明治 10 年代には大阪市内において、自家消費用の野菜として栽培されていた漬菜の一種。葉身は厚く、色は濃い緑色で、厳寒期になるほど光沢が増し黒光りする。加熱調理をすると甘さがあり、独特の風味を持っている。
えびいも 海老芋	大正時代	富田林市、河内長野市、羽曳野市、河南町	古来より旧南河内郡で、唐の芋が栽培されてきたが、保水力と養分に富んだ土壌特性を生かし、頻繁に土寄せすることにより、湾曲した海老芋が作り上げられた。
かわち 河内れんこん	明治時代	門真市、守口市、大阪市、枚方市、寝屋川市、大東市	北河内の旧茨田郡は、低地で水はけが悪く、古くから水稻栽培の代わりに蓮根の生産地となっていた。地域に自生していた在来之地蓮を、池や沼に植えて育てたのが栽培の始まりとされている。

[illegible]

農業経営改善計画の達成状況等について（自己点検シート）

都道府県名 大阪府 市町村名

氏 名
(法人の場合は法人名)

直近認定年月日 平成 令和 年 月 日 認定回数 回目

従業員数 名 (※認定申請者を含まず、家族労働者を含む。パートは含まない。)

I. 農業経営改善計画の現状と目標

1. 年間農業所得

認定時、現状、目標の年間農業所得に該当するものに○を記入してください。

※ 「認定時」は計画の認定時（5年前）の状況を、「現状」は現在の状況を、「目標」はその計画に掲げた目標を記入してください。

※ 農業所得は、販売金額等（交付金含む）から経費（資材費、機械費、地代等）を差し引いて算出してください。

目標所得等は「主たる従事者1人当たり」と「経営体当たり」どちらですか。該当するものに○を記入してください。

①主たる従事者1人当たり		②経営体当たり	
--------------	--	---------	--

	認定時	現状	目標
100 万 円 未 満			
100 万 ～ 300 万 円 未 満			
300 万 ～ 500 万 円 未 満			
500 万 ～ 700 万 円 未 満			
700 万 ～ 1000 万 円 未 満			
1000 万 ～ 1500 万 円 未 満			
1500 万 ～ 3000 万 円 未 満			
3000 万 円 以 上			

2. 経営規模の拡大

認定時、現状、目標の経営規模をそれぞれ記入してください。（※経営改善計画における「経営面積合計」の欄に該当する数字を記入してください。）

※目標を設定していない場合は、市町村基本構想の指標を参考としてください。

	認定時				現状				目標			
経営耕地面積			ha	a			ha	a			ha	a
乳用牛頭数				頭				頭				頭
肉用牛頭数				頭				頭				頭
豚頭数				頭				頭				頭
採卵鶏・ブロイラー				羽				羽				羽
その他（ ）												

※経営耕地面積は、所有及び借り入れをし、耕作している田、畑、その他の計を記入してください。

Ⅱ. 目標所得等を達成するために取り組んだ事項

記入時点での取組状況について取り組んできたものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

1. 農業経営規模の拡大・農業所得の向上に関する取組

① 農地中間管理機構の活用	
② J A・市町村等の農地利用集積円滑化事業の活用	
③ 農業委員会によるあっせん	
④ 個別相対による利用権等の設定	
⑤ ほ場整備事業の実施	
⑥ 6次産業化（加工、販売等）の取組	
⑦ その他（ ）	

2. 生産方式の合理化に関する取組

① 機械・施設の新規導入・追加導入	
② 優良品種・新品種の導入	
③ 作付体系の改善	
④ 新技術の導入	
⑤ 機械の共同利用、共同作業の導入	
⑥ 環境保全型農業の取組	
⑦ その他（ ）	

3. 経営管理の合理化に関する取組

① 新たな農業経営指標への取組の実施	
② 青色申告の実施	
③ 経営分析の実施	
④ 経営の法人化	
⑤ 資材の共同購入などによる経費削減	
⑥ トレーサビリティの導入	
⑦ 税理士・コンサルタント等専門家の活用	
⑧ 次世代経営者の育成	
⑨ その他（ ）	

4. 農業従事の態様の改善等に関する取組

① 休日制度の導入	
② 家族経営協定（役割分担）の締結	
③ 臨時雇用の導入	
④ 給料制の導入	
⑤ 農業者年金への加入	
⑥ その他（ ）	

※「Ⅰ. 農業経営改善計画の現状と目標」において目標を達成できなかった項目があった方のみ

Ⅲ. 目標所得、経営規模が達成できなかった理由

該当するものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

① 農産物価格の低迷	
② 天候や作物の病気等による作柄・品質の低下	
③ 農業用資材等の価格の高騰等による経費の増加	
④ 圃場の分散による効率の悪さ	
⑤ 保有している機械・施設装備の作業効率の限界	
⑥ 労働力が不足している	
⑦ 土地の確保ができない	
⑧ 資金が不足している	
⑨ その他（ ）	

Ⅳ. 経営改善のために活用した施策・支援措置

該当するものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

	活用した	今後活用したい
① 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）		
② 農地中間管理事業		
③ 農業委員会による農地のあっせん		
④ 制度資金（スーパーL資金 等）		
⑤ 農業経営基盤強化準備金		
⑥ 農業者年金（特例付加年金）		
⑦ その他（ ）		

Ⅴ. 経営改善計画のフォローアップ

以下について、該当するものに○をつけてください。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

認定期間内に、経営改善計画のフォローアップを受けた機関に○をつけてください（複数回答可）。

①税理士、農業コンサルタント等	②農の普及課	③市町村	④農業協同組合	⑤農業委員会	⑥その他（ ）	⑦フォローアップは受けていない

VI. 経営アドバイス等の支援活用に関する意向

経営改善に取り組む上で、各種専門家等からアドバイスを受けたい事項があれば○をつけてください（複数回答可）。「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

① 経営上の強み・弱み等の分析	
② 販売力・マーケティング力の強化	
③ 財務管理	
④ 生産技術、生産管理の強化	
⑤ 労務管理、人材育成	
⑥ 経営展開の方向	
⑦ 加工技術、商品開発	
⑧ 経営継承問題	
⑨ その他（ ）	

【個人情報の取り扱いについて】

本調査票に記入された個人情報は、農業経営の改善に関する施策の検討に利用させていただくほか、農業経営改善計画のフォローアップ等を目的として、農業関係団体及び国に提供する場合があります。また、経営所得安定対策の交付金支払いのために関係機関に情報を提供する場合があります。

青年等就農計画の達成状況等について（自己点検シート）

都道府県名 大阪府 市町村名

氏 名
(法人の場合は法人名)

直近認定年月日 平成 令和 年 月 日

I. 青年等就農計画の現状と目標

1. 年間農業所得

認定時、現状、目標の年間農業所得に該当するものに○を記入してください。

※ 「認定時」は計画の認定時（5年前）の状況を、「現状」は現在の状況を、「目標」はその計画に掲げた目標を記入してください。

※ 農業所得は、販売金額等（交付金含む）から経費（資材費、機械費、地代等）を差し引いて算出してください。

※ 目標を設定していない場合は、市町村基本構想の目標年間所得額を記入してください。
目標所得等は「主たる従事者1人当たり」と「経営体当たり」どちらですか。該当するものに○を記入してください。

①主たる従事者1人当たり		②経営体当たり	
--------------	--	---------	--

	認定時	現状	目標
100 万 円 未 満			
100 万 ～ 300 万 円 未 満			
300 万 ～ 500 万 円 未 満			
500 万 ～ 700 万 円 未 満			
700 万 ～ 1000 万 円 未 満			
1000 万 円 以 上			

2. 経営規模の拡大

認定時、現状、目標の経営規模をそれぞれ記入してください。（※青年等計画における「経営面積合計」の欄に該当する数字を記入してください。）

※目標を設定していない場合は、市町村基本構想の指標を参考としてください。

	認定時	現状	目標
経営耕地面積	ha a	ha a	ha a
その他（ ）			

※経営耕地面積は、所有及び借り入れをし、耕作している田、畑、その他の計を記入してください。

Ⅱ. 目標所得等を達成するために取り組んだ事項

記入時点での取組状況について取り組んできたものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

1. 農業経営規模の拡大・農業所得の向上に関する取組

① 農地中間管理機構の活用	
② J A・市町村等の農地利用集積円滑化事業の活用	
③ 農業委員会によるあっせん	
④ 個別相対による利用権等の設定	
⑤ ほ場整備事業の実施	
⑥ 6次産業化（加工、販売等）の取組	
⑦ その他（ ）	

2. 生産方式の合理化に関する取組

① 機械・施設の新規導入・追加導入	
② 優良品種・新品種の導入	
③ 作付体系の改善	
④ 新技術の導入	
⑤ 機械の共同利用、共同作業の導入	
⑥ 環境保全型農業の取組	
⑦ その他（ ）	

3. 経営管理の合理化に関する取組

① 新たな農業経営指標への取組の実施	
② 青色申告の実施	
③ 経営分析の実施	
④ 経営の法人化	
⑤ 資材の共同購入などによる経費削減	
⑥ トレーサビリティの導入	
⑦ 税理士・コンサルタント等専門家の活用	
⑧ 次世代経営者の育成	
⑨ その他（ ）	

4. 農業従事の態様の改善等に関する取組

① 休日制度の導入	
② 家族経営協定（役割分担）の締結	
③ 臨時雇用の導入	
④ 給料制の導入	
⑤ 農業者年金への加入	
⑥ その他（ ）	

※「Ⅰ. 青年等就農計画の現状と目標」において目標を達成できなかった項目があった方のみ

Ⅳ. 目標所得、経営規模が達成できなかった理由

該当するものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

① 農産物価格の低迷	
② 天候や作物の病気等による作柄・品質の低下	
③ 農業用資材等の価格の高騰等による経費の増加	
④ 圃場の分散による効率の悪さ	
⑤ 保有している機械・施設装備の作業効率の限界	
⑥ 労働力が不足している	
⑦ 土地の確保ができない	
⑧ 資金が不足している	
⑨ その他（ ）	

Ⅴ. 経営改善のために活用した施策・支援措置

該当するものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

	活用した	今後活用したい
① 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）		
② 農地中間管理事業		
③ 農業委員会による農地のあっせん		
④ 制度資金（スーパーL資金 等）		
⑤ 農業経営基盤強化準備金		
⑥ 農業者年金（特例付加年金）		
⑦ その他（ ）		

Ⅵ. 経営改善計画のフォローアップ

以下について、該当するものに○をつけてください。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

1. 認定期間内に、青年等就農計画のフォローアップを受けた機関に○をつけてください（複数回答可）

①税理士、農業コンサルタント等	②農の普及課	③市町村	④農業協同組合	⑤農業委員会	⑥その他（ ）	⑦フォローアップは受けていない

VII. 経営アドバイス等の支援活用に関する意向

経営改善に取り組む上で、各種専門家等からアドバイスを受けたい事項があれば○をつけてください（複数回答可）。「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

① 経営上の強み・弱み等の分析	
② 販売力・マーケティング力の強化	
③ 財務管理	
④ 生産技術、生産管理の強化	
⑤ 労務管理、人材育成	
⑥ 経営展開の方向	
⑦ 加工技術、商品開発	
⑧ 経営継承問題	
⑨ その他（ ）	

【個人情報の取り扱いについて】

本調査票に記入された個人情報は、農業経営の改善に関する施策の検討に利用させていただくほか、青年等就農計画のフォローアップ等を目的として、農業関係団体及び国に提供する場合があります。また、経営所得安定対策の交付金支払いのために関係機関に情報を提供する場合があります。

農業経営計画の達成状況等について（自己点検シート）

都道府県名 大阪府 市町村名 _____

氏 名
(法人の場合は法人名)

直近認定年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
令和 _____

従業員数 _____ 名 (※認定申請者を含まず、家族労働者を含む。パートは含まない。)

I. 農業経営計画の現状と目標

1. 年間農業販売額

認定時、現状、目標の年間農業所得に該当するものに○を記入してください。

※「認定時」は計画の認定時（5年前）の状況を、「現状」は現在の状況を、「目標」はその計画に掲げた目標を記入してください。

	認定時	現状	目標
50 万 円 未 満			
50 万 ～ 100 万 円 未 満			
100 万 ～ 300 万 円 未 満			
300 万 ～ 500 万 円 未 満			
500 万 円 以 上			

2. 経営規模の拡大

認定時、現状、目標の経営規模をそれぞれ記入してください。

	認定時				現状				目標			
経営耕地面積			ha	a			ha	a			ha	a
乳用牛頭数				頭				頭				頭
肉用牛頭数				頭				頭				頭
豚頭数				頭				頭				頭
採卵鶏・ブロイラー				羽				羽				羽
その他（ ）												

※経営耕地面積は、所有及び借り入れをし、耕作している田、畑、その他の計を記入してください。

II. 目標販売金額等を達成するために取り組んだ事項

記入時点での取組状況について取り組んできたものすべてに☑をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

1. 農業経営規模の拡大・販売額の拡大に関する取組

- ☐ 農地の拡大（購入・借入） ☐ 作業受託面積の拡大
☐ その他（ ）

2. 生産方式の合理化に関する取組

- ☐ 機械・施設の更新・新規導入・追加導入 ☐ 新規作物や新品種の導入
☐ 栽培・肥育における新技術の導入 ☐ 6次産業化（加工、販売等）の取組
☐ その他（ ）

3. 経営管理の合理化に関する取組

- ☐ 青色申告の実施 ☐ 販路拡大の取組
☐ 経営の法人化 ☐ 資材の共同購入などによる経費削減
☐ その他（ ）

4. 農業従事の態様の改善等に関する取組

- ☐ 休日制度の導入
 ☐ 給料制の導入
☐ 臨時雇用の導入
 ☐ 家族経営協定（役割分担）の締結
☐ その他（ ）

5. 環境に配慮した農産物の生産促進

- ☐ 有機質肥料・堆肥等土壌改良資材の活用
 ☐ 生物農薬・天敵等の活用
☐ 大阪エコ農産物の認証
 ☐ 有機農業の取組
☐ その他（ ）

6. GAP認証の取得等

- ☐ GAP講習会に参加
 ☐ 国際水準GAPを取得
☐ 簡易GAPを導入
☐ その他（ ）

※「I. 農業経営改善計画の現状と目標」において目標を達成できなかった項目があった方のみ

III. 目標販売金額、経営規模が達成できなかった理由

該当するものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

- ☐ 農産物価格の低迷
 ☐ 天候や作物の病気等による作柄・品質の低下
☐ 資材等の価格高騰等による経費の増加
 ☐ 圃場の分散による効率の悪さ
☐ 機械・施設装備の作業効率の限界
 ☐ 労働力不足
☐ 土地の確保ができない
 ☐ 資金不足
☐ その他（ ）

IV. 経営改善のために活用した施策・支援措置

該当するものすべてに○をつけてください（複数回答可）。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

	活用した	今後活用したい
① 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）		
② 農地中間管理事業（農地の借入）		
③ 農業委員会による農地のあっせん		
④ 制度資金（スーパーL資金 等）		
⑤ その他（ ）		

V

以下について、該当するものに○をつけてください。

「その他」を選択した場合（ ）内に具体的に記載ください。

1. 認定期間内に、経営改善計画のフォローアップを受けた機関に○をつけてください（複数回答可）。

①税理士、農業コンサルタント等	②農の普及課	③市町村	④農業協同組合	⑤農業委員会	⑥その他（ ）	⑦フォローアップは受けていない

【個人情報の取り扱いについて】

本調査票に記入された個人情報は、農業経営の改善に関する施策の検討に利用させていただくほか、農業経営改善計画のフォローアップ等を目的として、農業関係団体及び国に提供する場合があります。また、経営所得安定対策の交付金支払いのために関係機関に情報を提供する場合があります。

大阪府水田農業推進協議会 会員名簿

令和7年4月現在

機関・団体	役職	氏 名	協議会役職
大阪府農業協同組合中央会	専務理事	津 塩 素 弘	会 長
全国農業協同組合連合会大阪府本部	府本部長	松 村 豊	
大阪府農業共済組合	参 事	今 井 伸 昭	監 事
大阪府農業会議	事務局長	北 川 雅 文	
大阪府土地改良事業団体連合会	常務理事	丹 後 晋 哉	
大阪府環境農林水産部農政室	室 長	塩 屋 泰 一	副会長

オブザーバー

近畿農政局 大阪府拠点 地方参事官室	総括農政業 務管理官	土 坂 浩 一	
-----------------------	---------------	---------	--